

2021年12月10日

各位

会社名 UTグループ株式会社
代表者 代表取締役社長 兼 CEO 若山 陽一
(コード：2146 東証第一部)
問合せ先 上席執行役員 経営基盤部門長 山田 隆仁
電話番号 03(5447)1710

「UTグループ 人権方針」制定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「UTグループ 人権方針」を制定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

当社グループは、国際的な人権基準である「国際人権章典」及び「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を支持し、人権尊重の取り組みを推進していくことを基本的な考えとしており、2021年4月に制定した「個人の尊重と成長に関する基本方針」に基づき、人権に関する基本方針として「UTグループ人権方針」を制定いたしました。

当社グループは、事業活動のあらゆる場面において人権を尊重し、当社グループの企業目的である「はたらく意欲を持ったすべての人に スキルアップやキャリア形成の機会が等しく提供され、公正に処遇される社会の実現」、そして持続可能な社会の実現に向け、たゆまぬ努力を重ねてまいります。

UTグループ人権方針

UTグループは、「はたらく力で、イキイキをつくる。」をミッションとして掲げ、はたらく意欲を持つ一人ひとりが、働くという行為を通じて、自分自身の個性を発揮する能力を身につける事を支援し、お客様の事業の成長と持続可能な社会へ貢献します。私たちの事業は、はたらく人の成長を支えることそのものです。その前提として一人ひとりの人権を尊重することは企業活動の根幹を支えるものであると認識し、すべての人の人権を尊重するため本方針をここに定め、人権尊重の取り組みを推進します。

1. 基本的な考え方

UTグループは、一人ひとりの成長を支援し、雇用の安定と労働力の供給という公共的インフラを提供する企業として、人権の尊重が重要であると認識しています。国際的な人権基準として、「国際人権章典」及び「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を理解し、人権の尊重を推進していきます。私たちは事業活動を行うそれぞれの国と地域における人権に関する法令及び規制を遵守し、権利が侵される場合は適切な措置を実施し、いかなる差別やハラスメントも認めません。

2. 適用範囲

本方針はUTグループのすべての役員及び従業員に適用します。また、すべての取引関係者に本方針に沿って人権が尊重されることを期待します。

3. 事業活動に関わる人権課題

(1) 強制労働、現代奴隷制、児童労働

私たちは、はたらく人の働きたいという意思と意欲を何よりも尊重し、いかなる形態の強制労働、人身取引、現代奴隷制、人権を侵害する労働慣習を認めません。

また、私たちは児童労働を認めず、事業を行うすべての国と地域の法定最低年齢を遵守します。

(2) 差別・ハラスメント

私たちは、人種、民族、信条、社会的身分、性別、性的指向及び性自認、心身の障がい・疾病、雇用形態等に基づくあらゆる差別と、身体的、精神的であることに関わらずいかなる形態のハラスメントも認めません。一人ひとりを尊重し、公平な機会提供と公正に処遇することで多様な個性を發揮できる職場作りを行います。

(3) 労働条件、労働時間、生活賃金

私たちは、すべての従業員がイキイキと働き一人ひとりに合ったキャリア形成を通じて成長を実感できる良質な職場作りを目指しています。そのため、適用される法律や労働協約で定められた賃金、労働時間及び福利厚生の要件を満たすよう適切に管理します。また、法令遵守にとどまらない過剰な労働時間の削減、生活賃金を超える報酬を従業員に支給できるよう派遣先企業とも協働し良質な職場の開発に努めます。

(4) 労働安全衛生

私たちは、イキイキ働くためには、安全で健康的に働ける職場が欠かせないと考えています。そのため、自社が管理する職場にとどまらず、派遣先企業との協働により、よりよい就労環境の実現を目指します。

(5) プライバシー

私たちは、事業を行う上で取得したすべての個人情報を適切に管理し、プライバシーを侵害することがないように最大限の注意を払い、その使用にあたっては合法的な目的に限り認めます。私たちが保管する個人情報は正確性、安全性、機密性等を確保するあらゆる措置を講じるよう努めます。

4. 対応窓口の設置

UTグループの従業員及びステークホルダーからの人権に関する相談を受け付けることができるよう相談窓口を設置します。

5. 救済

UTグループが関与する人権侵害があることが明らかになった場合、適切な手続を通じてその救済に取り組みます。

6. 教育

UTグループのすべての役員及び従業員が人権を理解し、本方針の実効性を確保するため適切な教育を行います。

7. 対話

本方針の実施過程において、外部の専門家からの助言を受けるとともに、ステークホルダーとの対話を行います。

以 上